

川崎市立多摩病院運営協議会開催運営等要綱

平成 28 年 3 月 31 日

27 川病経第 1664 号管理者決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川崎市立多摩病院運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、川崎市立多摩病院（以下「病院」という。）の運営に関し、次に掲げる事項について所掌し、病院事業管理者（以下「管理者」という。）の求めに応じて意見、助言を行う。

(1) 指定管理者が行う病院の管理運営業務に関すること。

(2) その他病院に関すること。

(指定管理業務の評価等)

第 3 条 前条に掲げる事項のうち、指定管理業務の評価等に関することについては、別に定める。

(協議会の設置)

第 4 条 協議会は、管理者が必要に応じて設置する。

(協議会の庶務)

第 5 条 協議会の庶務は、病院局経営企画室において処理する。

(その他必要事項)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(川崎市立多摩病院運営協議会設置要綱の廃止)

2 川崎市立多摩病院運営協議会設置要綱（平成 18 年 1 月 31 日 17 川病総
庶第 863 号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 6 日から施行する。